

武蔵村山市役所外 8 施設で使用する電気の購入（単価契約）

仕 様 書

武蔵村山市

## 1 目的

本業務は、小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業協定に基づき、小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却施設内に設けられている自家発電機の運転により生じた余剰電力を購入することを目的とする。

## 2 概要

- (1) 件名 武蔵村山市役所外 8 施設で使用する電気の購入（単価契約）
- (2) 需要場所 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 外 8 施設
- (3) 業種及び用途 官公署、学校等
- (4) 契約期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで  
以降、供給期間終了までは、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの契約を毎年度締結する。
- (5) 供給期間 令和 7 年 1 0 月 1 日 0 時 0 0 分から  
令和 1 3 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分まで  
ただし、一部施設は令和 8 年 4 月 1 日 0 時 0 0 分から  
令和 1 3 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分まで  
※詳細は別紙①のとおり
- (6) 契約種別 業務用電力又は従量電灯 C

## 3 仕様

### (1) 供給電気方法等

	業務用電力	従量電灯 C
① 供給方式	交流 3 相 3 線式	交流単相 3 線式
② 電気方式	1 回線受電	1 回線受電
③ 供給電圧（標準電圧）	6, 0 0 0 V	1 0 0 V 又は 2 0 0 V
④ 計量電圧（標準電圧）	6, 0 0 0 V	1 0 0 V 又は 2 0 0 V
⑤ 標準周波数	5 0 H z	5 0 H z
⑥ 自家発電設備	別紙①のとおり	別紙①のとおり

### (2) 予定契約電力、予定契約容量及び予定使用電力量等

① 予定契約電力又は予定契約容量	別紙②のとおり。ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする（業務用電力のみ）。
② 予定使用電力量	別紙②のとおり。ただし、令和 8 年 1 0 月以降の予定使用電力量は別紙②と同様とする。
③ 月別使用電力量実績	別紙③のとおり
④ 月別最大需要電力実績	別紙③のとおり（業務用電力のみ）

(3) 電力量の検針

	業務用電力	従量電灯C
① 検針装置	有	有
② 電力会社の検針方法	別紙①のとおり	別紙①のとおり
③ 電力量計の構成	電力需給用複合計器（通信機能付）	スマートメーター

4 使用電力量の計量及び通知

使用電力量の計量については、一定の日とし、その結果を速やかに所管部署に通知するものとする。施設ごとの検針日は別紙①を参照とする。

5 電気料金の算定

(1) 電気料金の算定は、1か月の使用電力量により算定する。

(2) 業務用電力の電気料金の算定は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。なお、消費税及び地方消費税は内税とする。

① 基本料金

基本料金単価×契約電力×（185 - 力率）／100

② 電力量料金

使用電力量×電力量料金単価

③ 燃料費調整額

使用電力量×燃料費調整単価

燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー株式会社が定める、その時々最新の電気需給約款（高圧）の市場調整ゼロプランの金額とする。

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とする。

⑤ 国の特別措置等（適用がある場合のみ）

(3) 従量電灯Cの電気料金の算定は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

① 基本料金

基本料金単価×契約容量

② 電力量料金

120キロワット時までの電力量料金単価×使用電力量（120キロワット時までの分）+120キロワット時を超え300キロワット時までの電力量料金単価×使用電力量（120キロワット時を超え300キロワット時までの分）+300キロワッ

ト時を超える電力量料金単価×使用電力量（300キロワット時を超える分）

### ③ 燃料費調整額

燃料費調整単価×使用電力量

燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー株式会社が定める、その時々最新の特定小売供給約款の従量電灯Cの金額とする。

### ④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とする。

### ⑤ 国の特別措置等（適用がある場合のみ）

## 6 請求及び支払方法

料金の請求は、施設ごとに請求書を作成すること。請求の際には、請求書のほかに、施設ごとの内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を添付すること。また、支払方法は発注者の指定による。

## 7 デマンドデータの提供

各施設の30分毎、日毎の電気使用量（デマンドデータ）について、発注者の求めに応じ、データ（CSV形式）で提供すること。また、提供は無償で行うこと。

## 8 供給電力の調達条件

受注者は、小平・村山・大和衛生組合の余剰電力を別紙①の各施設へ「小売電気事業者を介した電力供給」により供給すること。なお、ごみ焼却施設の全休炉整備（毎年2月に約10日間実施予定）による発電停止及び突発的な発電出力低下により発電余剰電力が生じない、もしくは供給量に対して電力が不足する場合は、受注者がゼロカーボンの電力を調達して別紙①の各施設へ供給すること。

## 9 その他

- (1) 業務用電力の力率は契約期間中100パーセント、従量電灯Cの力率は契約期間中90パーセントを保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める、その時々最新の電気需給約款（高圧）による。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。

① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下

第1位で四捨五入する。

- ② 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ③ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - ⑤ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 契約を締結した後において、電気事業法等の関連法令の改正や燃料価格の改訂等があった場合、双方協議の上、基本料金単価及び電力量料金単価の変更を行うことができる。
- (6) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。
- (7) 関係法令を遵守すること。